

令和4年度

年 報

福岡市障がい者更生相談所

目 次

I	福岡市障がい者更生相談所の概要	1
	名称、沿革、所在地、組織、業務概要、相談・判定件数	
II	身体障害者更生相談所関係業務	
1	身体障害者手帳の認定	5
2	相談・判定の項目及び件数	6
3	補装具の判定件数	7
4	自立支援医療（更生医療）の判定件数（障がい区分別）	8
5	身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定	9
6	障害者総合支援法第59条に基づく自立支援医療機関の指定	10
7	指定医師研修会	11
8	関係職員研修（知的障害者更生相談所関係業務を含む）	12
III	知的障害者更生相談所関係業務	
1	療育手帳の判定（更生相談所判定分）	13
	判定件数、障がい程度別判定状況、年代別判定状況	
2	相談・判定の項目及び件数	14
IV	資料	
1	福岡市の障害者手帳交付台帳登載数	15
	（1）身体障害者手帳交付台帳登載数	16
	（2）療育手帳交付台帳登載数	19
2	福岡市障がい者更生相談所条例	21
3	福岡市立心身障がい福祉センターの概要	22
	案内図	23

I 福岡市障がい者更生相談所の概要

1 名 称 福岡市障がい者更生相談所

身体障害者福祉法第11条による身体障害者更生相談所と
知的障害者福祉法第12条による知的障害者更生相談所が
統合された行政機関です。

2 沿 革

昭和54年5月1日 福岡市身体障害者更生相談所として開設

・身体障害者更生相談所の業務開始

平成5年4月1日 福岡市障害者更生相談所に組織変更

・知的障害者更生相談所の設置 同年9月より福岡市療育手帳
制度要綱に基づき業務開始

平成17年4月1日 福岡市において「障害」の表記を「障がい」に変更すること
となり、名称を福岡市障がい者更生相談所に改める。

3 所 在 地

福岡市中央区長浜1丁目2番8号 〒810-0072

福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）5階

T E L (092) 713-8900

F A X (092) 715-3587

E-mailアドレス shogaishasodan.PWB@city.fukuoka.lg.jp

4 組 織

職員 7 人 会計年度任用職員 7 人 嘱託医 14 人で構成、合計 28 人です。
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

障がい者更生相談所	(所長 1 人)
— 身体障がい者相談判定係	(係長 1 人)
— ケースワーカー	(職員 3 人)
— 理学療法士	(会計年度任用職員 1 人)
— 看護師	(会計年度任用職員 2 人)
— 知的障がい者相談判定係	(係長は所長の事務取扱)
— 心理判定員	(職員 2 人、会計年度任用職員 2 人)
— 文書整理等補助員	(会計年度任用職員 1 人)
— 一般事務	(会計年度任用職員 1 人)

嘱託医師 14 人・・・特別職非常勤職員

・ リハビリ ・ テーション科医師 (3 人)	・ 整形外科医師 (1 人)
・ 眼科医師 (1 人)	・ 耳鼻科医師 (2 人)
・ 精神科医師 (2 人)	* 循環器科医師 (1 人)
* 腎臓内科医師 (1 人)	* 呼吸器内科医師 (1 人)
* 小児外科医師 (1 人)	* 消化器科医師 (1 人)

*の医師は、書類審査のみ行っています。

嘱託医師の審査日

- ・ 整形外科 月曜日 (月 4～5 回)、火曜日 (月 2 回)
- ・ 眼科 金曜日 (月 2 回)
- ・ 耳鼻科 木曜日 (月 4 回)
- ・ 精神科 火曜日 (月 4 回)

福岡市立心身障がい福祉センターとの応援・連携	
センターへの応援・連携	センターからの応援・連携
会計年度任用職員 (看護師) 2 人 (内容) ① 視覚障がい者の眼科診察介助 ② 訓練時の健康状態の把握	理学療法士 2 人 (内容) ① 補装具適合判定、指導 (義肢・装具、車いす) ② 補装具判定における補助業務

5 業務概要

福岡市障がい者更生相談所は、各区の保健福祉センター(福祉事務所)が受けた、身体障がい者及び知的障がい者からの手帳及び補装具費等の申請や相談に対して、福祉事務所からの依頼により、専門的な知識により相談・判定及び指導などを行っています。

また、障がい者本人や家族、他機関からの電話や来所による相談にも応じています。

その他、指定医師や福祉関係職員の研修会を実施しています。具体的な内容は次のとおりです。

① 身体障害者更生相談所に係る業務

ア 身体障害者手帳の認定

イ 補装具の相談・判定

ウ 自立支援医療（更生医療）の相談・判定

エ 身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に関する事務

オ 障害者総合支援法第59条に基づく自立支援医療機関(更生医療・育成医療)に関する事務

カ 指定医師研修会

キ 関係職員研修

② 知的障害者更生相談所に係る業務

ア 療育手帳の判定

イ 知的障がい者の相談指導

ウ 関係職員研修

6 相談・判定件数（まとめ）

（1）身体障がい者相談・判定件数

区 分	2年度	3年度	4年度
取扱実人員	2,732	2,870	2,913
相談件数	2,781	2,870	2,950
判定件数	2,776	2,864	2,950

（2）身体障害者手帳認定件数

区 分	2年度	3年度	4年度
身体障害者手帳認定件数	4,582	5,152	5,169

（3）知的障がい者相談・判定件数

区 分	2年度	3年度	4年度
取扱実人員	1,210	1,196	1,092
相談件数	1,210	1,196	1,092
判定件数	952	898	717

Ⅱ 身体障害者更生相談所関係業務

1 身体障害者手帳の認定

(1) 業務の概要

手帳の認定は、各区の保健福祉センター（福祉事務所）からの依頼を受けて、障がい者更生相談所が障がいの有無や障がいの程度を認定し、各区の保健福祉センター（福祉事務所）が手帳の作成・交付事務を行っています。

なお、障がいの程度が身体障害者福祉法に定める障がいに該当しないとされるケース等については、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会に諮問しています。

(2) 認定件数

区 分	2年度	3年度	4年度
新 規	2,923	3,042	3,252
再認定・障がいの追加・等級変更	1,562	1,967	1,773
却 下	55	76	85
返戻・取り下げ等	42	67	59
計	4,582	5,152	5,169

2 相談・判定の項目及び件数

年度別	区分	相談内容					取扱 実人員
		自立支援医療 (更生医療)	補装具	身体障害 者手帳	その他	計	
2年度	来所	1,282	1,494	0	0	2,776	2,727
	巡回	0	5	0	0	5	5
3年度	来所	1,346	1,518	0	0	2,864	2,864
	巡回	0	6	0	0	6	6
4年度	来所	1,469	1,472	0	0	2,941	2,904
	巡回	0	9	0	0	9	9

年度別	区分	判定内容					判定書等 交付件数
		医学的判定			その他 の判定	計	
		自立支援医療 (更生医療)	補装具	その他			
2年度	来所	1,282	1,494	0	0	2,776	2,156
	巡回	0	0	0	0	0	0
3年度	来所	1,346	1,518	0	0	2,864	2,266
	巡回	0	0	0	0	0	0
4年度	来所	1,469	1,472	0	0	2,941	2,358
	巡回	0	9	0	0	9	9

- 注) 1 「来所」件数については、書類判定を含む。
- 2 「巡回」件数については、職員が訪問した件数
- 3 「判定書等交付件数」については、適合判定を除く。
また、1人に複数の判定を行っても、判定書の交付は1件とする。

3 補装具の判定件数

補装具については、要否判定とその後の適合判定を行っています。
原則として、申請者が来所して判定を受けていますが、補装具の種類や本人の状況によっては、医師の診断した意見書によって行うこともあります。

区 分		2年度			3年度			4年度		
		内 訳	内訳	うち適合	内訳	うち適合	内訳	うち適合		
義手	殻構造	26	26	13	13	13	7	23	23	11
	骨格構造		0	0		0	0		0	
義足	殻構造	170	27	12	150	27	14	116	14	7
	骨格構造		143	73		123	61		102	48
装具	下肢装具	650	552	274	655	563	268	636	526	267
	靴型装具		78	42		64	28		77	38
	体幹装具		9	4		15	7		14	8
	上肢装具		11	6		13	5		19	12
座位保持装置		59	59	29	79	79	35	61	61	29
車椅子	普通型	224	143	67	261	171	85	254	171	84
	手押し型		78	38		84	40		23	9
	その他		3	2		6	5		60	23
電動 車椅子	普通型 (4.5km/h)	54	1	0	43	0	0	62	1	0
	普通型 (6.0km/h)		14	9		6	3		7	3
	簡易型		34	17		28	12		44	19
	その他		5	2		9	3		10	6
重度障害者用意思伝達装置		18	18	9	15	15	3	11	11	-
補聴器	高度難聴用ポケット型	293	15	-	302	17	-	318	20	-
	高度難聴用耳掛け型		203	-		204	-		218	-
	重度難聴用ポケット型		3	-		5	-		3	-
	重度難聴用耳掛け型		67	-		67	-		68	-
	高度難聴用耳あな型		4	-		8	-		5	-
	骨導型		0	-		0	-		0	-
	FM型		1	-		1	-		0	-
	非該当		0	-		0	-		1	-
	その他		0	-		0	-		3	-
眼鏡	コンタクトレンズ・矯正用・遮光用	0	0	-	0	0	-	0	0	-
合 計			1,494	597		1,518	576		1,481	564

注) 判定件数=支給・修理の要否判定件数+適合判定の件数

4 自立支援医療（更生医療）の判定件数（障がい区分別）

自立支援医療（更生医療）は、永続する障がいの軽減を目的とするものです。給付の対象となる医療は、当該障がいに対し、確実な治療の効果が期待できるものに限られ、他の法令等に基づく医療により治療される部分については対象になりません。

区 分		2年度	3年度	4年度
視 覚		0	0	0
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく		4	4	3
肢体不自由	関節の手術	37	50	37
	術後のリハビリ	3	9	5
	筋腱の手術	0	0	0
	骨の手術	2	0	0
	脊柱・脊髄の手術	0	0	0
	その他	1	1	0
小 計		43	60	42
心 臓	バイパス術	34	25	31
	ペースメーカー関係の手術	382	407	456
	弁の手術	134	166	209
	血管（動脈・静脈）の手術	1	5	3
	PTCA・ステント留置術	0	0	1
	先天性心疾患の手術	0	0	0
	植え込み型除細動器植え込み術	43	57	77
	その他	6	1	0
小 計		600	661	777
じ ん 臓	血液透析	388	405	430
	腹膜透析（CAPD）	26	17	25
	人工透析+その他	107	125	89
	じん移植	32	19	20
	抗免疫療法	1	0	9
	その他	25	12	8
小 計		579	578	581
免 疫		48	34	59
肝 臓	肝移植	1	0	1
	抗免疫療法	3	5	3
	抗免疫療法+その他	4	4	3
小 計		8	9	7
合 計		1,282	1,346	1,469

5 身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定

(1) 業務の概要

医師の申請により身体障害者福祉法第15条に規定される指定医師の審査を行っています。指定にあたっては、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会に諮問しています。

(2) 令和4年度の指定状況

- ・新規指定 78人
- ・県内からの転入 13人
- ・異動等 148人

(3) 15条指定医師数

(令和5年3月31日現在)

区分	視覚	聴覚等	音声等	肢体等	肢体	心臓
人員	211	155	37	165	547	277
じん臓	呼吸器	ぼうこう 直腸	小腸	免疫	肝臓	合計
114	167	262	94	12	97	2,138

注) 人員は延べ人数による。

- 聴覚等 : 聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく機能障害
- 音声等 : 音声・言語、そしゃく機能障害
- 肢体等 : 肢体、平衡、音声・言語、視覚・聴覚機能障害*

※ 肢体等の視覚・聴覚機能障害とは、腫瘍・神経障害等による視力・聴力喪失者をいう。

6 障害者総合支援法第59条に基づく自立支援医療機関の指定

(1) 業務の概要

医療機関の申請により、障害者総合支援法第59条に規定される指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の審査を行っています。

指定にあたっては、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会に諮問しています。

(2) 令和4年度の指定状況

- ・新規指定 59 件
- ・変更 177 件
- ・辞退等 20 件

(3) 指定自立支援医療機関数 879 医療機関 (令和5年3月31日現在)

- ・病院及び診療所 139 医療機関
- ・薬局 647 医療機関
- ・訪問看護ステーション 93 医療機関

(4) 医療の種類別指定数

(令和5年3月31日現在)

区分	眼科	耳鼻咽喉科	口腔	歯科矯正	整形外科	形成外科	中枢神経	脳神経外科	心臓脈管外科
医療機関数	3	3	5	25	15	3	2	2	18

心臓移植	腎臓	腎移植	小腸	肝臓移植	免疫	薬局	訪問看護	合計
1	53	3	1	1	4	647	93	879

注) 医療機関の中には、複数の医療の種類を指定している医療機関がある。

7 指定医師研修会

(1) 目的

身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者手帳の交付事務において、身体障害認定基準に基づき公平・適正な障害認定事務が実施できるよう、身体障害者福祉法第15条により指定した医師等に、認定基準等の必要な知識を習得していただくことを目的としています。

(2) 実施状況

年度	開催日	会場	障がい区分	指定医師数 (出席者数)
元年度	※新型コロナウイルス感染症拡大防止により延期		心臓機能障害	—
2年度	1月27日 <u>オンライン</u> にて実施 *定員30名		心臓機能障害	253人 (24人)
3年度	1月20日 <u>オンライン</u> にて実施 *定員46名		肢体不自由	706人 (37人)
4年度	2月10日 <u>オンライン</u> にて実施 *定員47名		じん臓機能障害	113人 (30人)

(3) その他

多くの医師に参加していただくために福岡市医師会との共催とし、日医生涯教育講座の単位取得対象研修としています。

8 関係職員研修（知的障害者更生相談所関係業務を含む）

（1）目的

各区の保健福祉センター（福祉事務所）の担当職員を対象に、障がい者更生相談所の業務について研修を行っています。

（2）開催実績（会場：心身障がい福祉センター）

- ・ 平成 30 年度
H30. 6. 13 身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会
- ・ 令和元年度
R1. 7. 12 身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会
- ・ 令和 2 年度
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面での研修会は開催せず、身体障害者手帳、自立支援医療（更生医療）、補装具及び療育手帳関係業務の資料を配布したもの
- ・ 令和 3 年度
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り
- ・ 令和 4 年度
R4. 11. 2 身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会
※7月実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期して実施したもの

注）本研修の主催は、福岡市福祉局障がい者部障がい企画課である。

Ⅲ 知的障害者更生相談所関係業務

1 療育手帳の判定（更生相談所判定分）

（1）判定件数

年度	総判定 件数	総判定内訳		書類判定内訳	
		実判定 (内出張 判定)	書類判定	療育手帳 新規 (転入)	再判定
2年度	881	374 (0)	507	85	422
3年度	816	260 (2)	556	73	483
4年度	717	266 (1)	451	98	353

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2～4年度は再判定の書類判定件数が増加。

（2）障がい程度別判定状況

（ ）内は書類判定件数で外数

区分	最重度 (A 1)	重度 (A 2)	重度・合併 (A 3)	中度 (B1)	軽度 (B 2)	非該当	合計	
2年度	75	159	14	255	366	12	881	
3年度	42	130	12	231	400	1	816	
4 年度	新規	2 (3)	1 (12)	1 (1)	28 (30)	47 (52)	3 (0)	82 (98)
	再判定	10 (10)	41 (91)	5 (7)	58 (103)	70 (142)	0 (0)	184 (353)
	合計	12 (13)	42 (103)	6 (8)	86 (133)	117 (194)	3 (0)	266 (451)

（3）年代別判定状況

（ ）内は書類判定件数で外数

区分	18 歳 未満	20 歳 未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	合計	
2年度	15	184	480	115	60	17	8	2	0	881	
3年度	13	163	424	125	67	11	9	3	1	816	
4 年度	新規	0 (1)	12 (9)	21 (40)	20 (17)	15 (16)	12 (9)	2 (2)	0 (3)	0 (1)	82 (98)
	再判定	1 (0)	36 (54)	93 (232)	37 (46)	14 (18)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	184 (353)
	合計	1 (1)	48 (63)	114 (272)	57 (63)	29 (34)	15 (12)	2 (2)	0 (3)	0 (1)	266 (451)

2 相談・判定の項目及び件数

年度別	区分	相談内容								
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
令和2年度	来所	1	0	3	3	4	0	919	280	1,210
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	来所	1	0	1	4	4	0	869	315	1,194
	巡回	0	0	0	0	0	0	2	0	2
令和4年度	来所	0	0	1	2	0	0	795	293	1,091
	巡回	0	0	0	0	0	0	1	0	1

年度別	区分	判定内容				判定書等交付件数			
		医学的判定	心理判定	その他の判定	計	障がい支援区分	療育手帳	その他	計
令和2年度	来所	71	881	0	952	0	881	190	1,071
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	来所	82	814	0	896	0	814	240	1,054
	巡回	0	2	0	2	0	2	0	2
令和4年度	来所	64	716	0	780	0	716	221	937
	巡回	0	1	0	1	0	1	0	1

注) 1 「巡回」件数については当所判定員が訪問した件数
電話相談については「来所」件数に含む。

- 2 各区分に含まれる主なものは次のとおり。
(1 ケースで複数の区分に該当する場合は複数計上)

○相談内容

「施設」：施設利用相談 「職業」：就労相談
「生活」：年金など制度や生活についての相談
「療育手帳」：療育手帳の判定及び相談
「その他」：障がいの程度証明書交付や資料照会、職安や警察からの照会

○判定内容

「医学的判定」：療育手帳（新規）
「心理判定」：療育手帳（新規・再判定）

○判定書等交付件数

「療育手帳」：書類判定を含む。
「その他」：障がいの程度証明書交付、照会回答

IV 資料

1 福岡市の障害者手帳交付台帳登録数

(令和5年3月31日現在)

区 分	福岡市人口(人)	身体障害者手帳		療育手帳	
		台帳登録数(人)	出現率(%)	台帳登録数(人)	出現率(%)
東 区	329,706	10,862	3.29	3,229	0.98
博多区	256,435	7,461	2.91	1,916	0.75
中央区	211,164	5,294	2.51	1,157	0.55
南 区	268,176	8,788	3.28	2,456	0.92
城南区	133,081	4,368	3.28	1,066	0.80
早良区	222,940	7,546	3.38	2,073	0.93
西 区	212,000	7,432	3.51	2,143	1.01
全 市	1,633,502	51,751	3.17	14,040	0.86

注) 人口は、令和5年4月1日現在の推計人口による。

※ 出現率の年度別推移

(各年度末現在)
(単位：%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体障害者 手帳交付者	3.28	3.27	3.22	3.20	3.17
療育手帳交付者	0.76	0.78	0.80	0.83	0.86

(1) 身体障害者手帳交付台帳登載数

① 変動状況

(各年度末現在)

(単位：人)

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年度内変動	新規交付	3,143	3,221	2,923	3,042	3,252
	市外からの転入等	706	694	661	557	682
	転出・返還等	3,698	3,733	3,635	3,922	3,970
台帳登載者		51,979	52,161	52,110	51,787	51,751

② 区別内訳

(令和5年3月31日現在)

(単位：人)

区 分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
年度内変動	新規交付	3,252	650	439	342	576	275	518	452
	市外からの転入等	682	179	94	71	80	58	93	107
	転出・返還等	3,970	853	565	313	651	349	596	643
台帳登載者		51,751	10,862	7,461	5,294	8,788	4,368	7,546	7,432

③ 区別・障がい程度別の交付台帳登載数

(令和5年3月31日現在)

(単位：人)

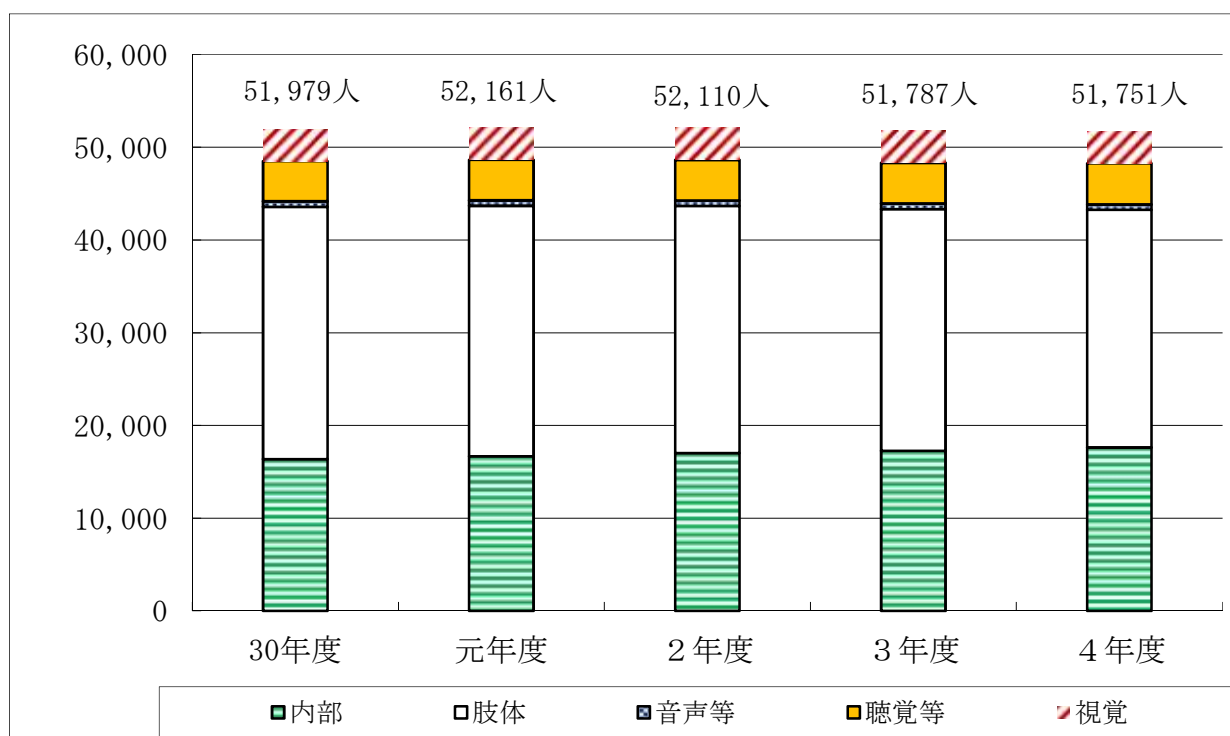
区 分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
1級	18歳未満	581	173	89	45	87	33	81	73
	18歳以上	17,490	3,622	2,455	1,766	3,105	1,488	2,528	2,526
2級	18歳未満	206	57	16	15	30	16	49	23
	18歳以上	7,400	1,555	1,138	710	1,188	630	1,100	1,079
3級	18歳未満	132	29	13	17	19	9	21	24
	18歳以上	6,715	1,425	1,033	718	1,072	571	975	921
4級	18歳未満	81	21	9	9	16	6	11	9
	18歳以上	11,728	2,517	1,702	1,217	2,005	989	1,655	1,643
5級	18歳未満	24	7	4	2	5	0	4	2
	18歳以上	3,715	714	499	412	641	332	582	535
6級	18歳未満	71	14	7	4	18	4	16	8
	18歳以上	3,608	728	496	379	602	290	524	589
計		51,751	10,862	7,461	5,294	8,788	4,368	7,546	7,432

④ 障がい別の交付台帳登録数の年度別推移

(各年度末現在)

(() は内数, 単位: 人)

障がい区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視覚障がい	3,473	3,508	3,478	3,464	3,481
聴覚・平衡機能障がい	4,331	4,372	4,362	4,387	4,439
内 (聴覚)	(4,302)	(4,340)	(4,329)	(4,353)	(4,405)
訳 (平衡)	(29)	(32)	(33)	(34)	(34)
音声・言語・そしゃく機能障がい	594	586	594	599	579
肢体不自由	27,207	27,023	26,656	26,077	25,628
内部障がい	16,374	16,672	17,020	17,260	17,624
内 (心臓)	(9,044)	(9,168)	(9,279)	(9,388)	(9,593)
訳 (じん臓)	(4,159)	(4,238)	(4,364)	(4,472)	(4,543)
(呼吸器)	(601)	(598)	(596)	(554)	(542)
(ぼうこう・直腸)	(1,897)	(1,941)	(2,020)	(2,044)	(2,100)
(小腸)	(44)	(44)	(45)	(47)	(46)
(免疫)	(473)	(502)	(539)	(569)	(612)
(肝臓)	(156)	(181)	(177)	(186)	(188)
合計	51,979	52,161	52,110	51,787	51,751



※障がい区分を超えて障がい重複している場合、主たる障がい計上している。

⑤ 障がいの程度別の交付台帳登載数

(令和5年3月31日現在)

(() は内数、単位：人)

区 分	計	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 がい	3,481	1,397	1,124	185	195	428	152
聴覚・平衡機能障がい	4,439	464	910	428	916	37	1,684
内訳：(聴 覚)	(4,405)	(464)	(906)	(422)	(915)	(14)	(1,684)
内訳：(平 衡)	(34)	(0)	(4)	(6)	(1)	(23)	-
音声・言語・ そしゃく機能障がい	579	24	32	320	203	-	-
肢体不自由	25,628	4,877	5,215	4,078	6,341	3,274	1,843
内 部 障 がい	17,624	11,309	325	1,836	4,154	0	0
内訳：(心 臓)	(9,593)	(6,302)	(92)	(1,343)	(1,856)	-	-
内訳：(じ ん 臓)	(4,543)	(4,517)	(2)	(18)	(6)	-	-
内訳：(呼 吸 器)	(542)	(191)	(15)	(193)	(143)	-	-
内訳：(ぼうこう・直腸)	(2,100)	(14)	(16)	(115)	(1,955)	-	-
内訳：(小 腸)	(46)	(19)	(2)	(6)	(19)	-	-
内訳：(免 疫)	(612)	(115)	(173)	(156)	(168)	-	-
内訳：(肝 臓)	(188)	(151)	(25)	(5)	(7)	-	-
計	51,751	18,071	7,606	6,847	11,809	3,739	3,679

⑥ 区・障がい別の交付台帳登載数

(令和5年3月31日現在)

(() は内数、単位：人)

区 分	計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
視 覚 障 がい	3,481	662	497	411	609	288	496	518
聴覚・平衡機能障がい	4,439	909	642	412	738	337	663	738
内訳：(聴 覚)	(4,405)	(904)	(637)	(405)	(732)	(336)	(657)	(734)
内訳：(平 衡)	(34)	(5)	(5)	(7)	(6)	(1)	(6)	(4)
音声・言語・ そしゃく機能障がい	579	125	74	64	118	38	81	79
肢体不自由	25,628	5,518	3,686	2,492	4,286	2,220	3,721	3,705
内 部 障 がい	17,624	3,648	2,562	1,915	3,037	1,485	2,585	2,392
内訳：(心 臓)	(9,593)	(2,009)	(1,228)	(1,029)	(1,586)	(833)	(1,500)	(1,408)
内訳：(じ ん 臓)	(4,543)	(950)	(725)	(450)	(843)	(373)	(640)	(562)
内訳：(呼 吸 器)	(542)	(99)	(90)	(60)	(110)	(51)	(68)	(64)
内訳：(ぼうこう・直腸)	(2,100)	(440)	(298)	(228)	(383)	(169)	(300)	(282)
内訳：(小 腸)	(46)	(7)	(9)	(5)	(4)	(4)	(9)	(8)
内訳：(免 疫)	(612)	(103)	(187)	(116)	(79)	(38)	(47)	(42)
内訳：(肝 臓)	(188)	(40)	(25)	(27)	(32)	(17)	(21)	(26)
計	51,751	10,862	7,461	5,294	8,788	4,368	7,546	7,432

(2) 療育手帳交付台帳登載数

① 障がい程度別年度推移

(各年度末現在)

(単位：人)

区分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A	18歳未満	1,057	1,101	1,130	1,158	1,233
	18歳以上	3,886	3,984	4,037	4,111	4,163
	小計	4,943	5,085	5,167	5,269	5,396
B	18歳未満	2,416	2,491	2,590	2,835	3,031
	18歳以上	4,676	4,921	5,141	5,351	5,613
	小計	7,092	7,412	7,731	8,186	8,644
計		12,035	12,497	12,898	13,455	14,040

② 変動状況

(各年度末現在)

(単位：人)

区分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年度間変動	新規交付	625	678	555	684	727
	市外からの転入	76	113	85	126	155
	転出・返還等	234	329	239	253	297
台帳登載数		12,035	12,497	12,898	13,455	14,040

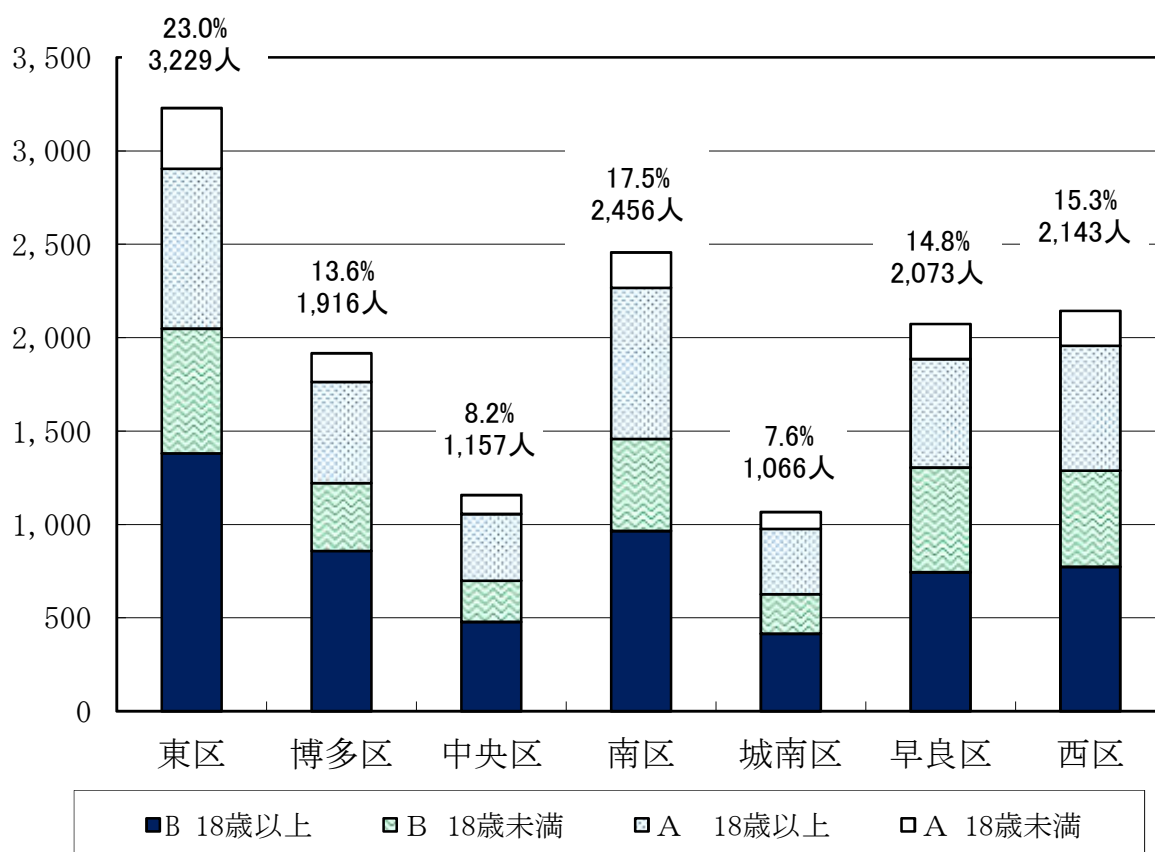
③ 区別内訳

(令和5年3月31日現在)

(単位：人)

区 分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
A	18歳未満	1,233	325	153	101	189	90	188	187
	18歳以上	4,163	856	542	357	809	350	581	668
B	18歳未満	3,031	668	363	221	493	211	560	515
	18歳以上	5,613	1,380	858	478	965	415	744	773
計		14,040	3,229	1,916	1,157	2,456	1,066	2,073	2,143

100.0% 23.0% 13.6% 8.2% 17.5% 7.6% 14.8% 15.3%



2 福岡市障がい者更生相談所条例

平成 12 年 3 月 27 日
条例第 18 号
(平成 17 条例 110・題名改称)

改正 平成 17 年 6 月 23 日条例第 110 号
平成 18 年 3 月 30 日条例第 17 号
平成 25 年 3 月 28 日条例第 41 号

(設置)

第 1 条 身体障がい者及び知的障がい者の更生の援助及び必要な保護のため、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条の規定に基づき、福岡市障がい者更生相談所（以下「相談所」という。）を福岡市中央区長浜一丁目に設置する。

2 相談所の所管区域は、本市の全域とする。

(平成 17 条例 110・一部改正)

(業務)

第 2 条 相談所は、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第 10 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる業務
- (2) 知的障害者福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ロ及びハに掲げる業務
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 22 条第 2 項及び第 3 項、第 74 条第 1 項並びに第 76 条第 3 項に規定する業務

(平成 18 条例 17・全改・一部改正、平成 25 条例 41・一部改正)

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 23 日条例第 110 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 30 日条例第 17 号)

この条例中第 1 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

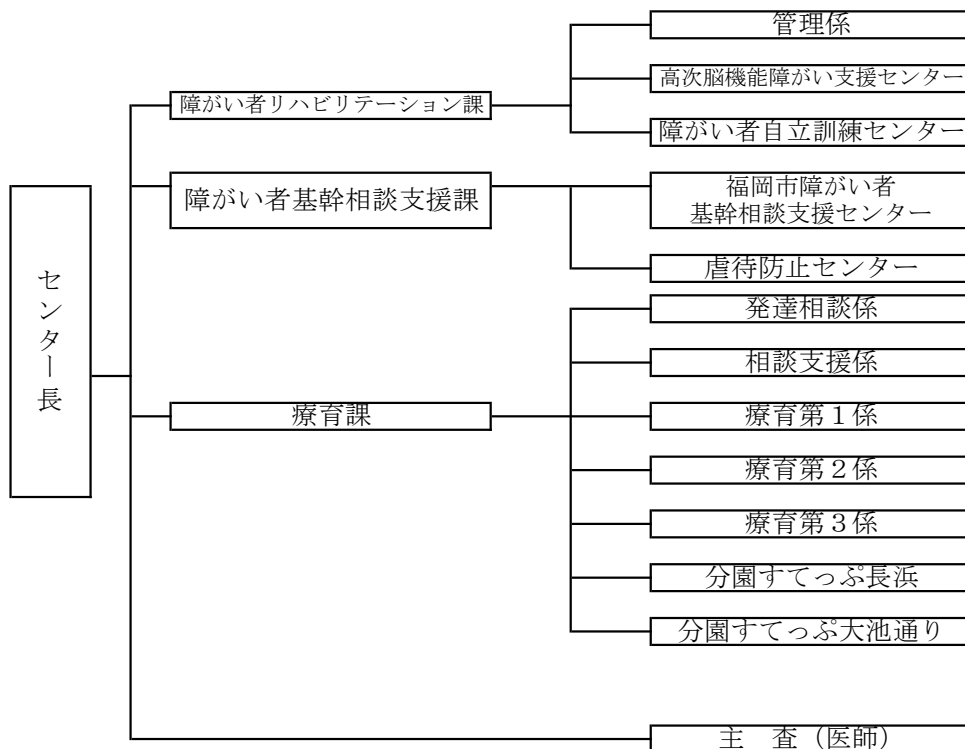
附 則 (平成 25 年 3 月 28 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 6 条から第 9 条までの規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3 福岡市立心身障がい福祉センターの概要

福岡市立心身障がい福祉センターは、障がい児の早期発見、早期療育の中核的機関として、また成人の障がい者に対するリハビリテーション部門として、昭和54年5月に開設されました。なお、平成11年に愛称募集により、「あいあいセンター」と名づけられました。

- | | | |
|-----|---------|--|
| (1) | 設 置 | 福岡市 |
| (2) | 管 理 運 営 | 社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団 |
| (3) | 建 物 | |
| | 敷地面積 | 1、291㎡ |
| | 延床面積 | 6、219.49㎡ |
| | 建物の構造 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上7階 |
| (4) | 建物の配置 | |
| | 地 下 | 調理室、電気、機械室 |
| | 1 階 | 受付、センター長室、管理事務室 |
| | 2 階 | 肢体不自由児、聴覚言語障がい児部門 |
| | 3 階 | 精神発達遅滞児、発達障がい児部門、
視覚障がい児部門 |
| | 4 階 | 高次脳機能障がい支援センター
障がい者自立訓練センター（身体・高次脳機能、発達）
福岡市障がい者基幹相談支援センター |
| | 5 階 | 福岡市障がい者更生相談所、診察室、検査室、医局 |
| | 6 階 | 児童相談部門
障がい者自立訓練センター（視覚） |
| | 7 階 | 研修室（大、中、小）、会議室（和、洋） |
| | 屋 上 | 屋外遊戯場 |
| (5) | 機 構 | |



案内図

福岡市障がい者更生相談所

あいあいセンター（福岡市立心身障がい福祉センター） 5階

住所：福岡市中央区長浜1丁目2番8号 電話番号：092-713-8900

西鉄バス：「福祉センター前」下車 徒歩1分 ※博多駅からは行先番号68番

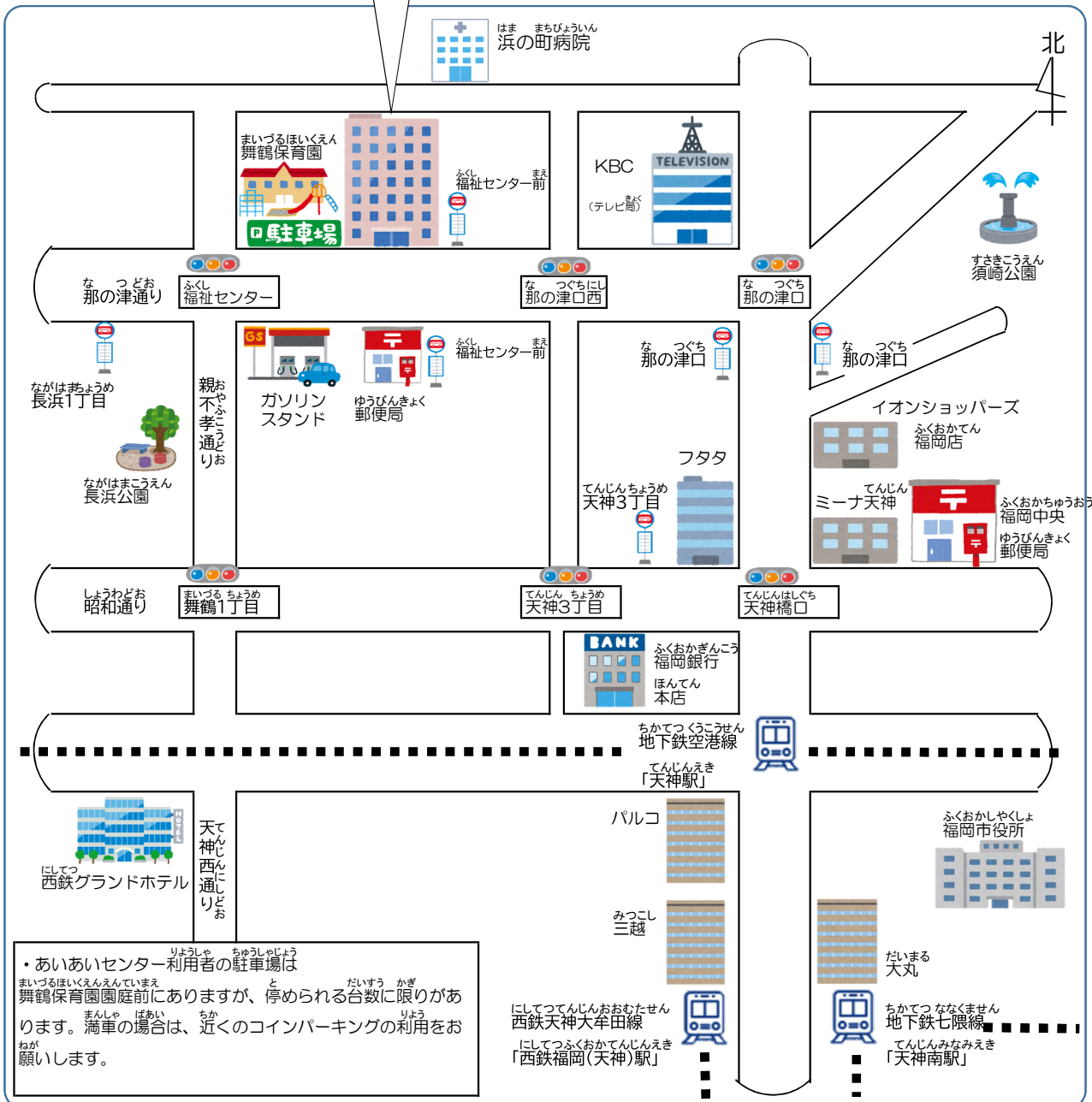
「那の津口」下車 徒歩5分

「天神3丁目」下車 徒歩10分

地下鉄空港線：「天神駅」下車 徒歩12分

地下鉄七隈線：「天神南駅」下車 徒歩20分

西鉄天神大牟田線：「西鉄福岡（天神）駅」下車 徒歩15分



・あいあいセンター利用者の駐車場は、舞鶴保育園園庭前にありますが、止められる台数に限りがあります。満車の場合は、近くのコインパーキングの利用をお願いします。

令和4年度 年報

発行日 令和5年8月

編集発行 福岡市障がい者更生相談所
〒810-0072
福岡市中央区長浜1丁目2-8
福岡市立心身障がい福祉センター5階
電話 092-713-8900
FAX 092-715-3587
E-mail shogaishasodan.PWB@city.fukuoka.lg.jp